

平成30年 2月16日提出

平成30年2月市議会定例会

議 案

〔 議案第6号 ～ 議案第34号 〕

島 田 市

目 次		
議案番号	件 名	ページ
議案第6号	平成30年度島田市一般会計予算	別冊
議案第7号	平成30年度島田市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案第8号	平成30年度島田市簡易水道事業特別会計予算	別冊
議案第9号	平成30年度島田市土地取得事業特別会計予算	別冊
議案第10号	平成30年度島田市休日急患診療事業特別会計予算	別冊
議案第11号	平成30年度島田市公共下水道事業特別会計予算	別冊
議案第12号	平成30年度島田市介護保険事業特別会計予算	別冊
議案第13号	平成30年度島田市介護サービス事業特別会計予算	別冊
議案第14号	平成30年度島田市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議案第15号	平成30年度島田市水道事業会計予算	別冊
議案第16号	平成30年度島田市病院事業会計予算	別冊
議案第17号	島田市国民健康保険事業基金条例について	1
議案第18号	島田市中小企業・小規模企業振興基本条例について	3
議案第19号	島田都市計画新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例について	7
議案第20号	島田市新庁舎等整備基本計画審議会条例について	13
議案第21号	島田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について	15
議案第22号	島田市手数料条例の一部を改正する条例について	27

議案番号	件名	
議案第23号	島田市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について	29
議案第24号	島田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について	30
議案第25号	島田市税条例等の一部を改正する条例について	31
議案第26号	島田市コミュニティバス条例の一部を改正する条例について	33
議案第27号	島田市介護保険条例の一部を改正する条例について	34
議案第28号	島田市国民健康保険条例及び島田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	35
議案第29号	島田市県営土地改良事業分担金等徴収条例について	37
議案第30号	島田市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について	40
議案第31号	第2次島田市総合計画の策定について	別冊
議案第32号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	41
議案第33号	市道路線の認定について	43
議案第34号	市道路線の廃止について	44

条 例 そ の 他

島田市国民健康保険事業基金条例について

島田市国民健康保険事業基金条例を次のとおり定める。

平成30年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市国民健康保険事業基金条例

(設置)

第1条 国民健康保険事業の健全な運営に必要な経費の財源に充てるため、島田市国民健康保険事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

2 前項の規定により繰替運用した金額は、当該会計年度内にこれを返還しなければならない。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(1) 国民健康保険事業費納付金（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の7に規定する納付金をいう。）の納付に要する経費の財源に充てるとき。

(2) 災害その他特別の事由により生じた保険税の減収を埋めるための財源に充てるとき。

(3) 保健事業（国民健康保険法第82条第1項に規定する事業をいう。）の実施に要する経費の財源に充てるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の健全な運営に必要な経費の財源に充てるとき。

2 前項の規定により基金を処分するときは、国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算に計上するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

島田市中小企業・小規模企業振興基本条例について

島田市中小企業・小規模企業振興基本条例を次のとおり定める。

平成30年2月16日提出

島田市長 染 谷 絹 代

島田市中小企業・小規模企業振興基本条例

島田市は、市の中央部を大井川が流れ、かつてはその流域で産出される木材の集散地として栄え、さらには温暖な気候を生かして茶を栽培し、製茶技術の進歩や茶園の増大により一大生産地となり、それらに関わる産業を中心として着実に発展してきた。

現在は、豊富な水資源や利便性の高い広域交通機能の活用により多くの企業が定着し、地域経済はもとより、伝統と文化の継承やまちづくりにおいても重要な役割を果たしている。こうした産業の発展がもたらす地域社会の安定は、市内事業所の大多数を占める中小企業・小規模企業のたゆまぬ努力によってもたらされたものである。

しかしながら、近年、急速な少子高齢化の進展による人口の減少をはじめ、企業間競争の激化、経済活動の国際化、消費者の需要の多様化等により、中小企業・小規模企業は、事業所数の減少や売上の低迷、後継者不足などの厳しい状況に置かれている。

このような状況の中で、地域に活気を取り戻し、経済状況を好転させていくためには、中小企業・小規模企業自らの努力に加え、地域社会全体が中小企業・小規模企業の担っている役割を理解しつつ、その活動を支援していくことが重要である。

ここに、中小企業・小規模企業の振興を本市の重要な施策として位置付け、これを総合的に推進するとともに、企業、市、市民等の役割等を明らかにすることで、中小企業・小規模企業の振興を図り、本市の持続的な発展を目指すため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興に関する基本理念を定め、市の責務、中小企業・小規模企業等の役割並びに市民の理解及び協力を明らかにするとともに、市の中小企業・小規模企業に関する施策の基本となる事項を定め、これらを総合的かつ計画的に推進し、もって本市経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業・小規模企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1

項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

- (2) 大企業 中小企業・小規模企業以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 経済団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定により設立された商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）の規定により設立された商工会その他中小企業を支援する団体のうち、市内で活動するものをいう。
- (4) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融に関する業務を行う事業者のうち、市内に本店又は支店を有するものをいう。
- (5) 労働団体 労働条件の維持改善、労働者の福利厚生その他労働者の地位及び福祉の向上を目的として組織された団体であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (6) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、職業に必要な能力の育成を行う機関等のうち、市内に所在するものをいう。
- (7) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業の創意工夫及び自主的な努力を促進することを基本として行われなければならない。

- 2 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が年齢、性別、障害の有無等にかかわらず雇用を創出し、並びに人材を確保し、及び育成し、並びに技術の継承などを通じて地域経済を支えることが地域社会において重要な意義を有するものであるという認識の下に行われなければならない。
- 3 中小企業・小規模企業の振興は、事業の持続的な発展及び新たな事業の創出のため、中小企業・小規模企業の創業から発展に至るまでの全ての段階において行われなければならない。
- 4 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業、大企業、経済団体、金融機関、労働団体、教育機関、市民及び市が相互に連携を図りながら行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、中小企業・小規模企業の実態を調査し、及び把握するとともに、前項に規定する施策に適切に反映させるものとする。
- 3 市は、第1項に規定する施策の実施に当たり、国、静岡県、大企業、経済団体、金融機関、労働団体、教育機関その他関係機関との連携を図るとともに、協力体制の強化に努めるものとする。
- 4 市は、地域社会における中小企業・小規模企業の重要性について、市民の理解を深めるよう努めるものとする。
- 5 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する有用な情報を提供するものとする。

（中小企業・小規模企業の役割）

第5条 中小企業・小規模企業は、創意工夫及び自主的な努力による経営基盤の強化並びに経営の革新（中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）に努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業は、労働環境の整備並びに労働者の福祉の向上並びに人材の確保及び育成に努めるものとする。

3 中小企業・小規模企業は、事業活動を通じて、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

（大企業の役割）

第6条 大企業は、中小企業・小規模企業及び大企業が共に地域経済の発展について重要な役割を果たすことを認識し、事業活動を行うに当たっては、中小企業・小規模企業と連携するよう努めるものとする。

（経済団体の役割）

第7条 経済団体は、中小企業・小規模企業が行う経営基盤の強化及び経営の革新を積極的に支援するとともに、自らの支援機能の向上に努めるものとする。

（金融機関の役割）

第8条 金融機関は、資金供給、経営相談その他の方法により、中小企業・小規模企業の発展を支援するよう努めるものとする。

（労働団体の役割）

第9条 労働団体は、中小企業・小規模企業における労働環境の改善に関する活動等を行うことにより、地域社会における労働者の地位の向上に貢献するよう努めるものとする。

（教育機関の役割）

第10条 教育機関は、職場体験活動その他の職業に関する理解を深める学習等を通じて、職業に係る意識の啓発を図るとともに、次世代を担う人材の育成を促進するよう努めるものとする。

（市の施策への協力）

第11条 中小企業・小規模企業、大企業、経済団体、金融機関、労働団体及び教育機関は、市が実施する第4条第1項に規定する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の理解及び協力）

第12条 市民は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の活性化に貢献し、並びに市民生活の安定及び向上に寄与することについて、理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、市内において生産され、製造され、若しくは加工された製品を購入し、若しくは消費し、又は市内において提供される役務を利用することにより、中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとする。

（基本的施策）

第13条 市が実施する第4条第1項に規定する施策は、次のとおりとする。

(1) 中小企業・小規模企業の経営の安定及び改善並びに経営の革新に関する施策

(2) 中小企業・小規模企業の商品開発及び販路開拓に関する施策

- (3) 中小企業・小規模企業における人材の確保及び育成に関する施策
- (4) 中小企業・小規模企業における労働環境の整備及び労働者の福祉の向上に関する施策
- (5) 中小企業・小規模企業と他の企業との連携強化に関する施策
- (6) 中小企業・小規模企業の事業の継続及び承継に関する施策
- (7) 中小企業・小規模企業の資金調達の円滑化に関する施策
- (8) 中小企業・小規模企業の創業に関する施策

2 前項各号に掲げるもののほか、市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達において、中小企業・小規模企業の受注の機会の増大に努めるものとする。

(推進会議)

第14条 第4条第1項に規定する施策の推進を図るため、島田市中小企業・小規模企業振興推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、中小企業・小規模企業の振興に関する必要な事項を調査審議する。

3 推進会議は、委員11人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 中小企業・小規模企業の振興に関する機関及び団体が推薦する者

(3) 市の職員

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

5 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後に最初に第14条第4項の規定により委嘱され、又は任命される委員の任期は、同条第5項本文の規定にかかわらず、委嘱され、又は任命された日から平成31年3月31日までとする。

議案第19号

島田都市計画新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例について

島田都市計画新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例を次のとおり定める。

平成30年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

島田都市計画新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示された島田都市計画新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画（以下「新東名地区計画」という。）の区域内に適用する。

(地区の区分及び名称)

第4条 この条例における地区の区分及び名称は、新東名地区計画の定めるところによる。

(建築物の用途の制限)

第5条 別表の左欄に掲げる地区においては、同表の右欄に掲げる建築物を建築してはならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第6条 建築物の敷地面積は、次の表の左欄に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる敷地面積以上でなければならない。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地については、この限りでない。

地区の区分	建築物の敷地面積の最低限度
A-1地区	3,000平方メートル
A-2地区	10,000平方メートル
A-3地区	1,000平方メートル

A B 地区	165平方メートル
B 地区	165平方メートル
C 地区	165平方メートル

2 前項の規定の施行又は適用の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

(1) 前項の規定が改正された場合における改正後の同項の規定の施行又は適用の際改正前の同項の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば改正前の同項の規定に違反することとなった土地

(2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地として使用されている土地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

3 第1項の規定は、法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しなくなるもの又は当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地のうち、次に掲げる土地以外のものについて、その全部を一の敷地として使用する場合には、適用しない。

(1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

(2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

(建築物の高さの最高限度)

第7条 建築物の高さは、次の表の左欄に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる高さを超えてはならない。

地区の区分	建築物の高さの最高限度
A B 地区	20メートル
B 地区	15メートル

2 前項に規定する建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、算入しない。

3 第1項に規定する建築物の高さには、棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出部の高さは、算入しない。

(建築物の各部分の高さ)

第8条 AB地区内においては、建築物の各部分の高さ(前面道路の路面の中心からの高さという。)は、前面道路の反対側の境界線からの水平距離が20メートル以下の範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に、1.25を乗じて得たもの以下としなければならない。

2 前面道路の境界線から後退した建築物に対する前項の規定の適用については、同項中「前面道路の反対側の境界線」とあるのは、「前面道路の反対側の境界線から当該建築物の後退距離(当該建築物(地盤面下の部分及び建築基準法施行令第130条の12各号に掲げる部分を除く。)から前面道路の境界線までの水平距離のうち最小のものをいう。)に相当する距離だけ外側の線」とする。

(建築物の敷地が区域の内外にわたる場合等の措置)

第9条 建築物の敷地が第3条に規定する区域の内外にわたる場合における第5条及び第6条の規定の適用については、その敷地の過半が当該区域に属するときはその建築物又はその敷地の全部についてこれらの規定を適用し、その敷地の過半が当該区域の外に属するときはその建築物又はその敷地の全部についてこれらの規定を適用しない。

2 第5条及び第6条の規定は、建築物の敷地が2地区にわたる場合においては、その建築物又は敷地の全部について、その敷地の過半が属する地区に係るこれらの規定を適用する。

3 第7条の規定は、建築物がAB地区又はB地区の内外にわたる場合においては、その建築物のうちAB地区又はB地区に属する部分について、その部分が属する地区に係る規定を適用する。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第10条 法第3条第2項の規定により第5条の規定の適用を受けない建築物について、規則で定める範囲において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第5条の規定は適用しない。

(許可による特例)

第11条 この条例の規定は、次に掲げる建築物及びその敷地については、その許可の範囲内において、これを適用しない。

(1) 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

(2) 市長が区域内の土地利用の状況等に照らし、適正な都市機能と健全な都市環境の確保に支障がないものと認めて許可したもの

2 市長は、前項の規定による許可をする場合は、あらかじめ、次条第1項に規定する島田市新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画建築審議会に諮問をしなければならない。

(建築審議会)

第12条 前条第2項に規定する諮問及びこの条例の施行に関する重要事項についての市長の諮問に応じ、調査審議するため、島田市新東名島田金谷インターチェンジ周

辺地区計画建築審議会（以下「建築審議会」という。）を置く。

- 2 建築審議会は、委員5人で組織する。
- 3 委員は、法律、建築、都市計画、行政等に関し知識と経験を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 建築審議会の行う調査審議に係る手続及び公文書は、公開する。ただし、建築審議会は、必要に応じ、その手続及び公文書を、議決により公開しないことができる。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
 - (2) 第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定に違反した場合（次号に規定する場合を除く。）における当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
 - (3) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地面積を減少させたことにより、第6条第1項の規定に違反することとなった場合における当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者
 - (4) 法第87条第2項において準用する第5条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。
 - 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
（島田都市計画六合駅南地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正）
- 2 島田都市計画六合駅南地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成17年島田市条例第140号）の一部を次のように改正する。
第9条第2項及び第10条第1項中「島田市地区計画建築審議会」を「島田市六

合駅南地区計画建築審議会」に改める。

別表（第5条関係）

地区の区分	建築してはならない建築物
A-1地区	(1) 法別表第2（い）項第1号、第3号及び第5号から第8号までに掲げるもの (2) 法別表第2（は）項第4号に掲げるもの (3) 法別表第2（に）項第3号及び第5号に掲げるもの (4) 法別表第2（ほ）項第2号及び第3号に掲げるもの (5) 法別表第2（ぬ）項第4号に掲げるもの (6) 法別表第2（る）項第1号に掲げるもの (7) 法別表第2（わ）項第6号に掲げるもの (8) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (9) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの及び事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの (10) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下この表において同じ。） (11) 畜舎
A-2地区	(1) 法別表第2（い）項第1号、第3号及び第5号から第8号までに掲げるもの (2) 法別表第2（は）項第4号に掲げるもの (3) 法別表第2（に）項第3号及び第5号に掲げるもの (4) 法別表第2（ほ）項第2号及び第3号に掲げるもの (5) 法別表第2（ぬ）項第4号に掲げるもの (6) 法別表第2（る）項第1号に掲げるもの (7) 法別表第2（わ）項第6号に掲げるもの (8) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (9) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの (10) 幼保連携型認定こども園 (11) 畜舎
A-3地区	(1) 法別表第2（に）項第3号及び第5号に掲げるもの (2) 法別表第2（ほ）項第2号及び第3号に掲げるもの (3) 法別表第2（ぬ）項第4号に掲げるもの (4) 法別表第2（る）項第1号に掲げるもの (5) 畜舎
A B地区	(1) 法別表第2（に）項第3号及び第5号に掲げるもの (2) 法別表第2（ほ）項第2号及び第3号に掲げるもの (3) 法別表第2（へ）項第5号に掲げるもの (4) 法別表第2（ぬ）項第3号及び第4号に掲げるもの (5) 法別表第2（る）項第1号に掲げるもの (6) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの

	もの (7) 自動車修理工場 (8) 畜舎
C地区	(1) 法別表第2(ほ)項第2号に掲げるもの (2) 法別表第2(へ)項第3号に掲げるもの (3) 法別表第2(り)項第2号に掲げるもの (4) 法別表第2(ぬ)項第3号及び第4号に掲げるもの (5) 法別表第2(を)項第5号に掲げるもの (6) 畜舎

島田市新庁舎等整備基本計画審議会条例について

島田市新庁舎等整備基本計画審議会条例を次のとおり定める。

平成30年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市新庁舎等整備基本計画審議会条例

(設置)

第1条 島田市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、島田市新庁舎等整備基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、新庁舎及びその周辺に整備する施設に係る基本計画に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体が推薦する者
- (3) 公募に応じた者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の諮問に対する最終の答申書を市長に提出する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、行政経営部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第21号

島田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例について

島田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を次の
とおり定める。

平成30年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）
- 第3章 運営に関する基準（第7条—第32条）
- 第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）

附則

第1章 総則
（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47
条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づ
き、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（事業者の指定に関する基準）

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

- 2 前項に定める者の役員及び指定居宅介護支援の事業を管理する者は、島田市暴力
団排除条例（平成24年島田市条例第31号）第2条第3号の暴力団員等及び当該暴力
団員等と密接な関係を有する者であってはならない。

（基本方針）

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用
者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む
ことができるように配慮して行われるものでなければならない。

- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に
応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様
な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなけれ
ばならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正かつ中立に当該提供を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

（管理者）

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。
- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生

じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域(当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の額と居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならないこと。

(4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならないこと。

(5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

(6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならないこと。

(7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならないこと。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならないこと。

(8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供さ

れる体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならないこと。

- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならないこと。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成したときは、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならないこと。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下この号において「指定居宅サービス等基準」という。第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
- (15) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならないこと。
 - ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者面接すること。
 - イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

- (16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (17) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (18) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (19) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならないこと。
- (20) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならないこと。
- (21) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならないこと。
- (22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないこと。
- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用

具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならないこと。

- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならないこと。
- (26) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならないこと。
- (27) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (28) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならないこと。
- (29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならないこと。

2 前項第3号から第12号までの規定は、同項第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(勤務体制の確保)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有すると

ともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽の又は誇大なものとしてはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録等の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 第16条第1項第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ アセスメントの結果の記録

ウ サービス担当者会議等の記録

エ モニタリングの結果の記録

- (3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準
(準用)

第33条 第3条第2項、第4条及び前2章（第29条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第1項第19号の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 指定居宅介護支援事業者は、平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

島田市手数料条例の一部を改正する条例について

島田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年 2月16日提出

島田市長 染 谷 絹 代

島田市手数料条例の一部を改正する条例
 島田市手数料条例（平成17年島田市条例第54号）の一部を次のように改正する。
 別表に次のように加える。

81	介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査	指定地域密着型サービス事業者指定申請手数料	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1件につき30,000円
			共生型地域密着型サービス	1件につき10,000円
			その他のサービス	1件につき20,000円
82	介護保険法第78条の12において読み替えて準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定地域密着型サービス事業者指定更新申請手数料	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1件につき15,000円
			共生型地域密着型サービス	1件につき6,000円
			その他のサービス	1件につき10,000円
83	介護保険法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	指定居宅介護支援事業者指定申請手数料		1件につき20,000円
84	介護保険法第79条の2第4項において準用する同法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料		1件につき10,000円
85	介護保険法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着	指定地域密着型介護予防サービス事業		1件につき15,000円

	型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	者指定申請手数料			
86	介護保険法第115条の21において読み替えて準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料			1件につき8,000円
87	介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づく指定事業者の指定（同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第1項第3号イに規定する第1号通所事業として規則で定めるサービスを行う者（以下「おでかけデイサービス指定事業者」という。）の指定を除く。）の申請に対する審査	介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請手数料			1件につき15,000円
88	介護保険法第115条の45の6第4項において準用する同法第115条の45の5第1項の規定に基づく指定事業者の指定（おでかけデイサービス指定事業者の指定を除く。）の更新の申請に対する審査	介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請手数料			1件につき8,000円

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第23号

島田市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について

島田市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

島田市老人デイサービスセンター条例（平成17年島田市条例第87号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

第13条第2項第6号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第13条の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金（同条第1項に規定する利用料金をいう。）について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第24号

島田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について

島田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(島田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 島田市職員の退職手当に関する条例(平成17年島田市条例第44号)の一部を次のように改正する。

附則第18項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(島田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 島田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年島田市条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

島田市税条例等の一部を改正する条例について

島田市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市税条例等の一部を改正する条例

(島田市税条例の一部改正)

第1条 島田市税条例(平成17年島田市条例第49号)の一部を次のように改正する。
第32条を次のように改める。

第32条 削除

第54条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(島田市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 島田市税条例の一部を改正する条例(平成26年島田市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第5条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「島田市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア (イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア (ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア (ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1 項	第82条	島田市税条例の一部を改正する条例(平成26年島田市条例第28号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1 項の表第2号ア (イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第5条

項の表第2号ア (ウ) a の項		の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1 項の表第2号ア (ウ) b の項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中島田市税条例第54条第7項の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中島田市税条例第32条及び附則第5条第1項の改正規定並びに次条の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の島田市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第26号

島田市コミュニティバス条例の一部を改正する条例について

島田市コミュニティバス条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市コミュニティバス条例の一部を改正する条例

島田市コミュニティバス条例（平成17年島田市条例第212号）の一部を次のように改正する。

第1条中「金谷地区及び」を削る。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第27号

島田市介護保険条例の一部を改正する条例について

島田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市介護保険条例の一部を改正する条例

島田市介護保険条例（平成17年島田市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「27,300円」を「30,600円」に改め、同項第2号中「38,220円」を「42,840円」に改め、同項第3号中「40,950円」を「45,900円」に改め、同項第4号中「49,140円」を「55,080円」に改め、同項第5号中「54,600円」を「61,200円」に改め、同項第6号中「60,060円」を「67,320円」に改め、同号ア中「いう。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同項第7号中「70,980円」を「79,560円」に改め、同項第8号中「81,900円」を「91,800円」に改め、同項第9号中「92,820円」を「104,040円」に改め、同項第10号中「95,550円」を「107,100円」に改め、同項第11号中「98,280円」を「110,160円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「24,570円」を「27,540円」に改める。

第18条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第28号

島田市国民健康保険条例及び島田市後期高齢者医療に関する条例の一部
を改正する条例について

島田市国民健康保険条例及び島田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり定める。

平成30年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市国民健康保険条例及び島田市後期高齢者医療に関する条例の一部
を改正する条例

(島田市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 島田市国民健康保険条例(平成17年島田市条例第91号)の一部を次のように
改正する。

目次中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議
会」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第1章の章名を次のように改める。

第1章 市が行う国民健康保険の事務

第1条(見出しを含む。)中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第2条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「市の国民健康保険事業の運営
に関する協議会」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険法
(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第11条第2項の規定に基づく島田市
国民健康保険運営協議会」に改める。

第7条中「国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)」を
「法」に改める。

(島田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 島田市後期高齢者医療に関する条例(平成20年島田市条例第8号)の一部を
次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項本文」を「第55条第1項(法第55条の2第2項に
おいて準用する場合を含む。)」に、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第
3号中「第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場
合を含む。)」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の
2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同号」を「法第55条第2項第
2号」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険

法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の島田市後期高齢者医療に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条の2第1項各号に該当するに至ったことにより後期高齢者医療の被保険者となる者に係る保険料について適用し、同日前に後期高齢者医療の被保険者となった者に係る保険料については、なお従前の例による。

島田市県営土地改良事業分担金等徴収条例について

島田市県営土地改良事業分担金等徴収条例を次のとおり定める。

平成30年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市県営土地改良事業分担金等徴収条例

島田市県営土地改良事業分担金等徴収条例（平成17年島田市条例第122号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第3項の規定に基づく県営土地改良事業の分担金の徴収並びに法第91条の2第1項及び第6項の規定に基づく県営土地改良事業の特別徴収金の徴収に関し、法令に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

（分担金の徴収）

第2条 市は、法第91条第2項の規定により県営土地改良事業に要する費用を負担するときは、県営土地改良事業によって利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するものその他規則で定めるものから分担金を徴収する。

（分担金の額）

第3条 前条の分担金（以下「分担金」という。）の額は、年度ごとに、法第91条第2項の規定により市が負担する額から市長が別に定める市の負担する額を差し引いて得た額を当該県営土地改良事業によって利益を受ける土地につき、その面積又は利益の程度に応じて割り振って得られる額とする。

（分担金の徴収の方法）

第4条 分担金は、当該年度内に分割して徴収するものとし、その納期限及び納付額は、県営土地改良事業の進行状況を考慮して市長が定める。ただし、第2条に規定する者の申出があるときは、一時支払の方法によることができるものとし、この場合の納期限は、その都度、市長が定める。

（分担金の徴収の猶予等）

第5条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、分担金の徴収を猶予し、又はその額を減額することができる。

（特別徴収金の徴収）

第6条 市は、規則で定める県営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、規則で定める日から起算して8年を経過する日までの間に、当該土地の全部又は一部を当該県営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転

等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地の全部若しくは一部を自ら目的外用途に供した場合（当該土地の全部又は一部を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収する。

- 2 市は、法第87条の3第1項の規定により県が行う土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）の施行に係る地域内にある土地につき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による公告があった日から規則で定める日から起算して8年を経過する日までの間に、当該各号に定める場合に該当したときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

（特別徴収金の額）

第7条 前条第1項の特別徴収金（以下「第1項特別徴収金」という。）の額は、当該県営土地改良事業について市が負担した額をその徴収に係る土地の面積に応じて割り振って得られる額（農地の農地以外への転用に伴い遊休化する当該県営土地改良事業により生じた土地改良施設を目的外用途に活用することにより市に収入があるときは、当該割り振って得られる額から当該収入額のうちその転用に係る土地に係るものを差し引いて得た額）とする。

- 2 前条第2項の特別徴収金（以下「第2項特別徴収金」という。）の額は、当該機構関連事業に要する費用の額のうち、法第91条第6項の規定により市が負担する額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額とする。

- 3 市長は、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める特別徴収金を免除する。

(1) 目的外用途に供する土地の面積が規則で定める面積を超えない場合 第1項特別徴収金

(2) 災害その他特別の理由により徴収の必要がないものとして市長が承認した場合 第1項特別徴収金及び第2項特別徴収金

（特別徴収金の延滞金の徴収）

第8条 市は、第1項特別徴収金又は第2項特別徴収金を納期限までに納付しない者があるときは、その者から、延滞金を徴収することができる。

- 2 前項の延滞金の額は、当該特別徴収金の額につき島田市税外諸収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例（平成17年島田市条例第56号）に規定する割合で、納期限の翌日から当該特別徴収金の完納の日又は差押えの日の前日までの日数により計算して得た額とする。

（特別徴収金の徴収の方法）

第9条 第1項特別徴収金は、所有権の移転等をし、又は自ら目的外用途に供した日の属する年度から翌年度までの間に、その全額を徴収する。

- 2 第2項特別徴収金は、法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、当該各号に定める場合に該当した日（以下この項において「該当日」という。）が当該第2

項特別徴収金に係る機構関連事業の工事に関する法第113条の3第3項の規定による公告の日（当該公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）（以下この項において「公告日」という。）より前の場合にあつては規則で定める日の属する年度の翌年度までの間に、該当日が公告日以後の場合にあつては該当日の属する年度から翌年度までの間に、その全額を徴収する。

（特別徴収金の徴収の猶予）

第10条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、第1項特別徴収金及び第2項特別徴収金の徴収を猶予することができる。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の島田市県営土地改良事業分担金等徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき事由が生じた分担金及び特別徴収金について適用し、同日前に徴収すべき事由が生じた分担金及び特別徴収金については、なお従前の例による。

議案第30号

島田市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

島田市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

島田市簡易水道事業給水条例（平成17年島田市条例第167号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

小川簡易水道	伊久美の一部
中平簡易水道	伊久美の一部

を

小川中平簡易水道	伊久美の一部
----------	--------

に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第32号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

総合整備計画書

静岡県島田市犬間辺地

辺地の人口 90人

辺地の面積 1.2 k m²

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

静岡県島田市犬間

(2) 辺地の中心の位置

静岡県島田市伊久美4824番1

(3) 辺地度点数

114点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、市街地から約15キロメートルの距離に位置し、伊久美川沿いの山岳地域の斜面に開けた平地に集落を形成している。

林道鍋島犬間線は急峻な山岳地域の斜面に開設された林道であるが、一部未舗装の区間があり、その区間は雨水によるわだち掘れが数多く発生し、通行に支障を来している。当路線を整備することにより、一帯の豊富な森林資源の有効活用を推進するとともに、犬間辺地住民が所有する森林における木材の切り出しや運搬等の林業作業を容易にし、地域の主要産業のひとつである林業の振興を図る。

なお、当路線の整備は林業の振興のみならず、災害などの緊急時における迂回路や避難路としての活用もできることから、犬間辺地住民の安心及び安全の確保に繋がるものである。

犬間簡易水道の浄水場は、傾斜地に設置されており、地盤沈下によって構造物が傾斜して不安定な状態にある。このまま傾斜が進行すれば、安定的な給水に支障を及ぼすおそれがあることから、新たな場所に浄水場を整備し、将来にわたり給水の安定化を図る。

3 公共的施設の整備計画

平成27年度から平成31年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 予 定 額
				特定財源	一般財源	
林道	島田市		89,100	25,920	63,180	51,500
浄水場	島田市	変更前	103,100	51,500	51,600	51,500
		変更後	117,200	58,500	58,700	58,500
合 計		変更前	192,200	77,420	114,780	103,000
		変更後	206,300	84,420	121,880	110,000

議案第33号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

- 1 路線数 1路線
- 2 路線の延長 101.0メートル
- 3 路線名及び道路の区間

路線名	道路の区間		
	起 点	路線の 延長(m)	路線の 幅員(m)
終 点			
犬間ザルマ線	伊久美字桜ノ久保4459番1地先	101.0	1.0～3.5
	伊久美字木ヤリド4449番地先		

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次のとおり市道路線を廃止することについて、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

- 1 路線数 3路線
- 2 路線の延長 3,515.9メートル
- 3 路線名及び道路の区間

路線名	道路の区間		
	起	路線の 延長(m)	路線の 幅員(m)
	終		
犬間ザルマ線	伊久美字桜ノ久保4459番1地先	2,229.5	0.5～3.9
	伊久美字ザルマ4381番1地先		
犬間樽沢線	伊久美字森下4327番地先	955.6	0.8～0.8
	伊久美字樽沢4379番地先		
西向明神社線	笹間下字松ノ平1946番2地先	330.8	0.6～1.0
	笹間下字スタクラ1990番1地先		

